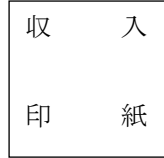


(別紙様式3-1)

(工事請負の場合)



請 書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 金 額 一金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 工 期 着工 令和 年 月 日  
完成 令和 年 月 日
- 5 契約不適合責任期間 契約不適合の通知を受けた日から1年
- 6 支 払 完成検査に合格後、適法な請求書が受理された日から起算して30日以内に銀行口座振込の方法により支払いを受ける。
- 7 その他の事項 別記記載のとおり

上記の事項について、仕様書等に基づき確実に履行することを誓約してお請けいたします。

令和 年 月 日

公益財団法人神奈川県下水道公社理事長 殿

住所  
氏名

印

(別記)

第1条 工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、公益財団法人神奈川県下水道公社が不適合を知った時から1年以内にその旨の通知をした場合は、契約不適合の責任を負います。

第2条 次のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議はありません。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日が過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 前2項に掲げる場合のほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 次の各号のいずれかに該当すると認められたとき。

ア①受注者が個人である場合

神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき。

②受注者が法人等の場合

条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 代表者及び役員等(いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項第4号の規定により、契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として貴社の指定する期日までに支払います。

第3条 本契約の履行にあたって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく貴社に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をいたします。また、暴力団又は暴力団員等からの不当介入により被害を受けた場合は、その旨を直ちに貴社に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出いたします。

2 不当介入を受けたこと又は不当介入による被害により、履行期限に遅れが生じる場合は、貴社と協議いたします。